

## 規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称	<p>ア 遊漁船業法の遵守状況に応じた登録の更新期間の短縮</p> <p>イ 業務規程の登録の申請書への添付</p> <p>ウ 遊漁船業者登録における欠格期間の延長及び欠格事由の追加</p> <p>エ 遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化等</p> <p>オ 事故の報告に係る規定の創設</p> <p>カ 遊漁船業者による遊漁船の利用者の安全及び利益保護に関する情報の公表に係る規定の創設</p>
規制の区分	新設、拡充
担当部局	農林水産省 水産庁 企画課・管理調整課
評価実施時期	令和4年11月～令和5年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>ア 法令の遵守状況に応じた登録の更新期間の短縮（拡充）</p> <p>遊漁船業者の登録の更新に関して、業務改善命令を受けた等遊漁船業法の遵守が不良な遊漁船業者については、登録の有効期間中に安全管理に係る要件を満たさなくなっても顧みずに営業を継続する可能性が高いため、現行の登録の有効期間（5年ごと）を短くする必要がある。</p> <p>このため、遊漁船業者の登録の更新を受けようとする者が、更新前の登録の有効期間において遊漁船業法の規定等の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当する場合（欠格事由（罰金刑以上）に該当しないものの、一定の違反等があったことを受け、利用者の安全確保の観点から遊漁船業法の登録要件充足についてより短い期間で確認する必要性が高い場合）は、当該更新に係る登録の有効期間を遊漁船業法に基づく処分の種類（事業停止命令又は業務改善命令）、業務改善命令の内容（利用者の安全確保に係るものかどうか）等に応じて現行の5年から政令で定める期間に短縮する。</p> <p>イ 業務規程の登録の申請書への添付（拡充）</p> <p>死傷者数が増加傾向にある遊漁船業関係の事故を減らすためには、適切な教育訓練を受けた者等が適切に配置され</p>

ている等の安全な営業ができる体制が、事業参入時のみならず、登録の有効期間にわたり継続されることが重要であるが、現状、登録を受けている遊漁船業者について、継続的な安全管理の体制に問題がある遊漁船業者が散見される。

しかしながら、現行制度では、安全管理の体制等の事業の実施に関する事項を遊漁船業者自らが定めた業務規程について登録時の審査の対象書類とはなっておらず、登録の申請や更新段階において、中長期的な実施体制やその継続性の見通しを利用者の安全確保の観点から監督官庁が確認する仕組みがなかったところである。

このため、業務規程を登録の申請書に添付しなければならないものとし、業務規程のうち利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項が農林水産省令で定める基準に適合しない場合は、当該登録を拒否できるものとする。

#### ウ 遊漁船業者登録における欠格期間の延長及び欠格事由の追加（拡充）

遊漁船業に関係する事故や法令違反の増加傾向等を踏まえ、これらを起こす可能性の高い不適格な遊漁船業者について、登録の申請及び更新段階において確実に排除し、また脱法的な再参入の防止を図るため、遊漁船業者の登録の欠格事由を厳格化する必要がある。

具体的には、登録を取り消された者等の欠格期間を5年とするとともに、立入検査実施後、登録を取り消すかどうかを決定する日までに相当の理由なく事業の廃止の届出をした者が当該届出の日から5年を経過していない場合、暴力団員等である場合等を欠格事由に追加する。

#### エ 遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化等（新設）

遊漁船業における利用者の安全の確保に関して、遊漁船業務主任者の役割や資質が非常に重要である中で、遊漁船業は、利用者が釣りをを行うために危険性の高い船縁にいることになる、当日の漁場の状況等に応じた現場の判断が重要である等の理由から、利用者の安全管理等を行う遊漁船業務主任者は乗船して業務を行うことが想定されているものの、法律上、その乗船が明確となっておらず、乗船していなかった事例もみられることから、遊漁船業務主任者を乗船させるべきことを明確にする必要がある。

#### オ 事故の報告に係る規定の創設（新設）

死傷者を伴う事故が増加傾向にある中、事故の再発防止を図るためには、都道府県が速やかに事故の情報を把握し、聞き取りや立入検査を通じて違反を是正する必要があるが、任意にすぎないため都道府県に適切に報告されてお

	<p>らず、事故の原因、改善措置等が遊漁船業行政に十分に反映されていない例もあることから、事故が確実に都道府県知事に報告される仕組みが必要である。このため、遊漁船が衝突、乗揚げ等の重大な事故を引き起こしたときは、事故の種類、原因等の都道府県知事への報告を義務化する。</p> <p>カ 遊漁船業者による遊漁船の利用者の安全及び利益保護に関する情報の公表に係る規定の創設（新設）</p> <p>現行では、都道府県が遊漁船業者に対して行政処分等を行った際、当該情報を公表する義務がなく、また、安全対策等を自主的に公表している遊漁船業者も半数未満に過ぎないことから、遊漁船業者の安全対策等が利用者側の選択基準となり、安全に対する取組の改善等が進むよう、安全に関する情報等が利用者に提供される仕組みが必要である。具体的には、遊漁船業者は、利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置等の利用者の安全等に関する情報を公表しなければならないものとする。</p>
<p>想定される代替案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登録の有効期間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一律で登録の有効期間を短縮</li> </ul> </li> <li>○登録の厳格化等（上記イ・ウ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可制への移行</li> </ul> </li> <li>○遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法に措置を位置付けること以外に代替案は想定されない。</li> </ul> </li> <li>○重大な事故の報告の義務化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる事故の報告の義務付ける。</li> </ul> </li> <li>○遊漁船業者による利用者の安全等に関する情報の公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業者の安全対策をまとめて都道府県が公表する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>直接的な費用の把握</p>	<p>遵守費用</p> <p>規制の対象となる事業者数は約 13,000 事業者（現在登録している遊漁船業者）である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○登録の厳格化等（上記ア～ウ） <p>今回の措置により、既存の更新の際に新たに作成する申請書添付書類は最大 3 点（①業務規程、②暴力団員等でないことを宣誓する書類及び③密接関係者について記載した書類（法人のみ対象））である。①については既存の書類があり、②については指定の様式にサインをするものであり、書類作成は不要なため、特段の費用は要しない。</p> </li> </ul>

	<p>③については、法人のみ作成が必要であり、1時間の作業を要とした場合、担当者の時給を1,373円（令和3年度賃金構造基本統計調査における「生活関連サービス業、娯楽業」の短時間労働者の時給平均額）とすると、法人事業者が約300あると仮定すると、全体の遵守費用として約41万2,000円の費用が生じるものと予想される。</p> <p>○遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化 運用上遊漁船業務主任者が乗船するよう指導していたことから、特段の費用は発生しないものと考えている。</p> <p>○重大な事故の報告の義務化 事故の調査及び報告書作成に8時間を要すると仮定し、年間の報告対象事故の発生件数を15件（死傷者を伴う船舶事故数／年）×1.5（+50%は瀬渡しを想定）と仮定すると、担当者の時給を上記同様1,373円と仮定すると全体の遵守費用として約16万5,000円の費用が生じるものと考えられる。</p> <p>○遊漁船業者による利用者の安全等に関する情報の公表 13,000事業者のうち、HPでの掲載が3,000事業者、営業所への掲示が10,000事業者と仮定した場合、</p> <p>① HP更新を外注する場合、HPそのものの契約によりバラツキは大きいものの、テキストの追加であれば、1回当たり5,000円程度（複数のHP制作会社のHPを参照）で作成できるため、担当者の文書作成に1時間を要とした場合、担当者の時給を上記同様1,373円と仮定すると、1事業者当たり約6,500円の費用が生じるものと予想され、全体としては、約1,950万円（6,500円×3,000事業者）の遵守費用が生じると見込まれる</p> <p>② 作成した資料を営業所に掲示する場合には、HP掲載の費用が不要となることから、1事業者当たり約1,400円、全体としては約1,400万円の遵守費用が生じると見込まれる。</p> <p>以上から、約3,400万円の遵守費用が生じると見込まれる。</p>
行政費用	<p>実際にこれら遊漁船業者を登録等の業務が発生するのは、海に面した都道府県（39都道府県）が大半である。海なし県（8県）においても登録事業者は存在するものの、その数は多くて数十であり、今回の算定からは除外する。</p> <p>○登録の厳格化等（上記ア～ウ） 登録申請書の資料の3点追加（業務規程、暴力団員でないことを宣誓する書類、密接関係者に関する書類）に伴い、書類の確認に要する時間が1点当たり10分増加する仮定すると、申請件数が年2,600件、うち法人が60件と仮定すると（※申請件数は、13,000件／5年、法人は全国で300事業者と仮定／5年）、全体で年876時間40分（20分×2,600件+10分×60件）の業務量増となる。</p> <p>○遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化・遊漁船業者による利用者の安全等に関する情報の公表 特になし</p>

	<p>○重大な事故の報告の義務化</p> <p>上記のとおり、年 15 件×1.5（+50%は瀬渡しを想定）の報告がなされると仮定し、その確認（事業者への問合せ等含む）に 3 時間を要すると仮定すると、全体で 67 時間 30 分の業務量増となる。</p> <p>以上から、都道府県職員の時間当たりの平均給与を 2,300 円と仮定（令和 3 年地方公務員給与実態調査平均給与実態調査 平均給与月額（一般行政職）を令和 3 年度労働統計要覧 実労働時間で除した額。）すると、これらを合計すると全体で約 218 万円の行政費用が生じると見込まれる。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p>現在、遊漁船業における死傷者を伴う事故は、船舶事故のみで年 10 件発生しており、同一事業者が複数回事故を起こすケースも過去 10 年で 30 件報告されている。上記の措置により、不適格な事業者の参入の防止や事故の報告をもとにした再発防止のため都道府県の監督により、遊漁船業者の安全性の向上が図られることで、仮に死傷者を伴う事故が減少した場合、人命が損なわれないことはもちろんのこと、遊漁船業者にとっても、船の修理又は購入費用、捜索・救護費用、被害者への賠償、裁判費用等に係る相当な負担が不要となることが期待される。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>今回の措置により遊漁船業の安全性の向上が図られ、遊漁船業が安全に楽しめるレジャーであることが広く知られることとなれば、遊漁船業そのものの市場規模拡大や、海業の一環としての漁村振興、地域の雇用の創出等につながることが期待される。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>費用としては、遵守費用として 3,400 万円、行政費用として 180 万円がそれぞれ見込まれる。</p> <p>一方、便益としては、定量化は難しいものの、今回の措置により死傷者を伴う事故を防止する不適格な事業者の参入の防止や事故の報告をもとにした再発防止のため都道府県の監督により、遊漁船業者の安全性の向上が図られることで、仮に死傷者を伴う事故が減少した場合、人命が損なわれないことはもちろんのこと、遊漁船業者にとっても、船の修理又は購入費用、捜索・救護費用、被害者への賠償、裁判費用等に係る相当な負担が不要となることが期待される。特に被害者の賠償については数千万円以上の額になることも十分想定されることから、事故を防止することで十分費用以上の効果が得られるとともに、更に波及的効果として、遊漁船業の安全性の宣伝を通じた誘客により海業の一環としての漁村振興、地域の雇用の創出等による一定の経済効果も得られると期待される。</p>
代替案との比較	<p>○登録の厳格化</p> <p>登録の厳格化については、審査項目を増やして許可制（具体的には、イ、ウ、事業者の資力や事業の実施体制も含めて審査の対象とするなど）とすることも検討され得るが、登録制と許可制とでは、審査に係る行政コストが大きく異なる。13,000 もの事業者について許可・更新許可とした場合、1 事業者当たり 8 時間の追加の作業時間を要すると</p>

	<p>仮定した場合、時給 1,850 円で算定した場合 1 年当たり約 4,000 万もの行政コスト増となる。</p> <p>現在の登録制においても、不適格な事業者の参入はある程度防げており、追加で 4,000 万円のコストをかけてもそこまで大きな効果は望めないことから、今回の規制案（登録の厳格化）を採用することとする。</p> <p>○事故の報告</p> <p>あらゆる事故を報告させた場合、報告される事故の数は場合によっては数千にも及ぶ可能性がある。仮に 1,000 件報告が上がってきた場合、事実関係の確認も含め 3 時間要するとした場合、時給 1,850 円で算定した場合、遊漁船業者に 1,100 万円の遵守費用、都道府県に年 555 万円の行政費用が発生することになる。</p> <p>今回の報告は、人命に関わる事故の再発を防止するための都道府県の指導に活用する観点から行うものであり、釣り針を引っかけた等の事故についてまで報告させることは費用に見合った便益が得られないことから、今回の規制案（重大な事故のみ報告）を採用することとする。</p> <p>○遊漁船業者による利用者の安全等に関する情報の公表</p> <p>各事業者の安全対策をまとめて都道府県が公表する場合、事業者が安全対策を作成する手間は同じであるものの、それを都道府県の担当者がチェックし、HP に掲載する工程が追加で発生する。</p> <p>1 事業者当たり担当者のチェックに 40 分、HP への掲載作業で 20 分を要するとした場合、1 事業者当たり 1,850 円、全体で 2,405 万円の行政費用が追加で発生することとなる。</p> <p>都道府県のホームページで各遊漁船業者の安全対策が一括で見られる利便性は大きいものの、利用者は安全対策だけでなく、釣果やその他のサービス等も含め総合的な比較考量のもとに遊漁船業者を利用するか決めることがほとんどであることから、遊漁船業者がそれぞれ公表することと比較して、追加の行政費用に見合った便益が得られないことから、今回の規制案（各遊漁船業者ごとに公表する形式）を採用することとする。</p>
<p>その他の関連事項</p>	<p>遊漁船業をめぐる課題について有識者や釣り業界、都道府県の担当者等を構成員とする「遊漁船業の在り方に関する検討会」を令和 4 年開催し、12 月に今後の遊漁船業の在り方について検討するべき事項を取りまとめ。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>当該規制については、施行から 5 年後に事後評価を実施する。</p>
<p>備考</p>	